

2025年3月19日

各 位

会 社 名 株式会社 JDSC
代表者名 代表取締役社長 加藤 聡志
(コード：4418、東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 作井 英陽
(TEL. 03-6773-5348)

譲渡制限付株式（報酬）としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式（報酬）としての新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年4月18日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 2,600株
(3) 発行価額	1株につき810円
(4) 発行総額	2,106,000円
(5) 割当予定先	取締役1名※ 900株 執行役員2名 1,700株 ※ 社外取締役を除きます。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年8月24日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、①一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として当該一定期間経過時に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）と②一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として当社の取締役等の退任又は退職をもって譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱを「本制度」と総称します。）を導入することを決議いたしました。

また、2023年9月26日開催の第5期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することとし、その譲渡制限期間は、本制度Ⅰについて3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とし、本制度Ⅱについて当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給さ

れた金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は本制度Ⅰ及び本制度Ⅱを合わせて年間12万株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で本制度Ⅰ及び本制度Ⅱを合わせて年額6,000万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役1名及び執行役員2名（以下「対象役員」と総称します。）に対し、本制度Ⅰに基づき、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権合計2,106,000円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式2,600株を発行することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株式発行に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2025年4月18日（以下「本給付期日」という。）から2028年4月17日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員が本給付期日から次の①から③に定める日までの期間中、継続して、本給付期日における当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位その他甲の取締役会が認める地位にあることを条件として、次の①から③に定める数の本割当株式につき、次の①から③に定める日の翌日において、これに係る本譲渡制限を解除する。

- ① 2026年4月17日 同日の翌日において乙が保有する本割当株式の数に1/3を乗じた数の株式数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）
- ② 2027年4月17日 同日の翌日において乙が保有する本割当株式の数に1/3を乗じた数の株式数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）
- ③ 2028年4月17日 同日の翌日において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部

（3）譲渡制限期間中の退任

対象役員が本譲渡制限期間中に本給付期日における当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位その他甲の取締役会が認める地位のいずれも退任した場合（ただし、退任と同時に上記の地位のいずれかに就任又は再任するときを除く。）には、本給付期日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を36で除した数に乙に付与された本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）から、当該退任日において本譲渡制限が解除されている本割当株式の数を引いた数の本割当株式につき、当該退任日の翌日をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。但し、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した

場合は、この限りでない。

(4) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間の満了時において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(6) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本給付期日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数に組織再編等承認日において保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）から、組織再編等承認日において本譲渡制限が解除されている本割当株式の数を引いた数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年3月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である810円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上